

平成25年 4月24日

各 位

会 社 名 株式会社エム・エイチ・グループ
本社所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目11-1
代 表 者 代表取締役社長 佐藤文彦
(コード番号) (9439)
問い合わせ先 取 締 役 小林繁之
(TEL) (03-5411-7222)

株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年4月24日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、当社株式の分割を実施するとともに100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、本件株式分割および単元株制度の採用にともなう投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年6月30日(日)(当日は休日につき、実質上は平成25年6月28日(金))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

①分割前の発行済株式総数	113,321株(平成25年4月24日時点)
②今回の分割により増加する株式数	11,218,779株
③分割後の発行済株式総数	11,332,100株
④分割後の発行可能株式総数	40,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成25年6月13日(木)
基準日	平成25年6月30日(日) ※実質上は平成25年6月28日(金)
効力発生日	平成25年7月1日(月)

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成25年7月1日(月)をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日：平成25年7月1日(月)

※本単元株制度の採用に伴い、平成25年6月26日(水)をもって大阪証券取引所における当社株式の売買単位も1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」および「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づく取締役会決議により平成25年7月1日(月)を効力発生日として当社定款の一部を以下のとおり変更いたします。

- ①株式の分割の割合を勘案し当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第5条を変更いたします。
- ②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第6条を新設いたします。
- ③現行定款第6条以下の条数を各1条繰り下げいたします。
- ④現行定款第5条の変更および第6条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>400,000</u> 株とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>40,000,000</u> 株とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u>
第6条～第46条 (条文省略)	第6条 当社の単元株式数は、100株とする。
附則	第7条～第47条 (現行どおり)
(新設)	附則 第5条の変更および第6条の新設並びにこれに ともなう条数の繰下げの効力発生日は平成25年 7月1日とする。なお、本条は効力発生日をも って削除する。

【ご参考】

今回の株式分割は平成25年7月1日を効力発生日としておりますので、平成25年6月期の期末配当金および株主優待制度につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

以上